

e o光多機能ルーターレンタル規約

株式会社ケイ・オプティコム

平成 26 年 2 月 1 日制定

(本規約の適用)

第1条 本規約は、株式会社ケイ・オプティコム（以下「当社」といいます）が提供する光ファイバーインターネット接続サービス（以下「e o光ネット」といいます）もしくはIP電話サービス（以下「e o光電話」といいます）またはeo光パートナーが提供するeo光パートナーサービスの利用を目的とし、当社よりe o光多機能ルーターのレンタルを受ける者（以下「契約者」といいます）に適用されるものとします。

2 契約者は、本規約を誠実に遵守するものとします。

3 eo光パートナーサービス契約者には、この規約に関する条項の追加、削除、変更等の条件を別途定めたeo光多機能ルーターレンタル規約eo光パートナーサービス契約者特約（以下「eo光パートナーサービス契約者特約」といいます。）の規定が適用されます（ただし、特約が適用される範囲は、eo光パートナーサービス契約者に対し提供されたeoIDにより契約されたeo光多機能ルーターのレンタルサービスに係る契約およびeo光多機能ルーターによって提供される各機能の利用契約に限ります。）。この場合、eo光パートナーサービス契約者特約は本規約の一部を構成するものとします。本規約とeo光パートナーサービス契約者特約との間に齟齬が生じた場合、eo光パートナーサービス契約者特約が本規約に優先して適用されるものとします。

(本規約の範囲、変更および通知)

第2条 本規約は、契約者と当社との間のレンタル契約（e o光多機能ルーターのレンタルサービスに係る契約をいい、以下同じとします）およびe o光多機能ルーターによって提供される各機能（以下「各機能」といいます）の利用契約に関する一切の関係に適用します。

2 各機能とは以下の通りとします。

(1) e o光多機能ルーター有線ルーター機能（以下「有線ルーター機能」といいます）

(2) e o光多機能ルーター無線ルーター機能（以下「無線ルーター機能」といいます）

(3) e o光多機能ルーターe o光電話アダプター機能（以下「e o光電話アダプター機能」といいます）

3 当社がレンタル契約の円滑な運用を図るため必要に応じて契約者に対し通知（当社ホームページでの掲載を含み、以下同じとします）する本サービスの利用に関する諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。

4 当社は、本規約を契約者の承諾を得ることなく必要に応じて変更することがあります。本規約を変更した場合、当社はホームページなどにて、契約者に通知します。本規約の変更は、契約者に通知された時点で効力が生じるものとし、それ以前の規約はその時点で効力を失います。

5 当社から契約者への通知は、本規約に別段の定めのある場合を除き、ホームページなどに掲載するほか、登録された電子メールまたはその他当社が適当と認める方法により行われるものとし
ます。

(レンタル契約の単位)

第3条 当社は、e o光ネットおよびe o光電話1回線ごとに1のレンタル契約を締結します。た
だし、e o光ネットとe o光電話を同一の利用場所でご利用の場合はこの限りではありません。

(利用申込をすることができる者の条件)

第4条 本サービスの利用申込をすることができる者は、以下のサービスの契約者に限ります。

- (1) 光ファイバーアクセスサービス契約約款で規定される電気通信サービス（プラン1（e o光
ネット【ホームタイプ】）およびプラン5（e o光ネット【メゾンタイプ】）に限ります）
- (2) e o光ネット【マンションタイプ】会員規約またはe o光【マンションタイプ】所属会員規
約で規定されるe o光ネット【マンションタイプ】サービス（グローバルIP アドレスを付与
するものに限ります）
- (3) I P電話サービス契約約款で規定されるI P電話サービス
- (4) e o光電話サービス利用規約で規定されるe o光電話サービス

2 前項の規定にかかわらず、当社が別に定めるルーターのレンタルサービスの利用申込もしくは
利用をしていないe o光ネットの契約者、または当社が別に定める電話アダプターの提供を受
けていないe o光電話の契約者に限ります。ただし、同一の利用場所でいずれかのサービスの
契約を新たに追加する場合はこの限りではありません。

(注) 当社が別に定めるルーターのレンタルサービスとは、e o光ベーシックルーターレンタル
規約で規定されるe o光ベーシックルーターのレンタルサービスおよびe o光無線ルーターレ
ンタル規約で規定されるe o光無線ルーターのレンタルサービスとします。

(利用申込の方法)

第5条 本レンタルサービスおよび各機能を利用する場合は、それぞれ当社所定の方法により利用
申込を行っていただきます。

(利用申込の承諾)

第6条 当社は、前条（利用申込の方法）による利用申込に対し、当社が承諾し、その旨を通知し
た時点でレンタル契約および各機能の利用契約が成立するものとします。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、以下の項目に該当する場合は、利用申込を承諾しない場合
があります。

- (1) 申込内容に虚偽、誤記または記入漏れがあったとき。
- (2) 第4条（利用申込をすることができる者の条件）に規定する条件に満たさないとき。

(3) その他、当社が不適切と判断したとき。

(契約の解除)

第7条 レンタル契約および各機能の利用契約の解除を希望する場合には、それぞれ当社所定の手続きに従うものとします。

- 2 当社は、契約者からe o光多機能ルーターの返還を受けた時点でもってレンタル契約を解除するものとします。
- 3 当社は、第1項の規定による手続きが完了された時点でもって各機能の利用契約を解除するものとします。

(当社が行う契約の解除)

第8条 当社は、以下の各号に該当する場合には、そのレンタル契約および各機能の利用契約を解除することがあります。

- (1) 各機能の利用料その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わなかった場合。
 - (2) 契約者が、本規約の内容または趣旨に違反した場合。
 - (3) 契約者が、第5条（利用申込の方法）に規定する利用申込において、虚偽の申告を行ったことが判明した場合。
 - (4) 契約者が、e o光ネットまたはe o光電話の利用契約を解除された場合。
 - (5) その他、契約者として不適切と当社が判断した場合。
- 2 当社は、前項の規定によりレンタル契約および各機能の利用契約を解除しようとする場合は、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(利用料)

第9条 e o光多機能ルーターの貸与にかかるレンタル料金は無償とします。

- 2 各機能の利用にあたっては、料金表1. 各機能利用料に規定する料金を毎月支払うものとします。
- 3 各機能利用料の課金開始日は、第6条（各機能の利用申込の承諾）に規定する各機能の利用契約の成立日が属する月（e o光ネット、または光電話と同時申し込みの場合は、e o光ネット、またはe o光電話の開通日が属する月）の翌月1日とします。
- 4 各機能の契約終了月の各機能利用料は、月額料金をお支払いいただくものとし、日割課金は行いません。
- 5 契約者は、レンタル契約および各機能の契約期間中にe o光多機能ルーターの全部または一部の機能を利用することができない状態が生じた場合であっても、期間中の各機能利用料の全額を支払うものとします。但し、本規約に別段の定めがある場合はこの限りではありません。
- 6 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、各機能利用料の計算の起算日または締切日

を変更することができるものとします。

(手続きに関する料金の支払い義務)

第 10 条 契約者は、e o 光多機能ルーターのレンタル契約の申し込みをし、その承諾を受けたときは、料金表 2. 事務手数料 (契約事務手数料) に規定する料金を支払うものとします。

ただし、当社は料金表の規定にかかわらず、事務処理の態様などを勘案して、手続きに関する料金の適用を除外し、またはその額を減額して適用することがあります。

2 e o 光多機能ルーター引き渡し後の契約者の責めによる事由に基づいて、e o 光多機能ルーターを滅失または毀損した場合で、e o 光多機能ルーターの利用を継続して希望する場合には、当社が別途指定する手続きに従って届け出るものとします。この場合、新たな e o 光多機能ルーターの手続きに関する料金として料金表 2. 事務手数料 (変更事務手数料) に規定する料金をお支払いいただきます。

(e o 光多機能ルーターの引き渡し)

第 11 条 e o 光多機能ルーターの引き渡しについては、当社が指定する宅配業者などにより無償で行うものとします。

(e o 光多機能ルーターの取り替え)

第 12 条 e o 光多機能ルーター引き渡し後の契約者の責めに帰さない理由に基づいて、e o 光多機能ルーターが正常に作動しなくなった場合、当社は、e o 光多機能ルーターを修理または取り替えるものとします。

2 前項の e o 光多機能ルーターの修理または取り替えに過大な費用または時間を要する場合には、当社は契約者に通知のうえ、レンタル契約および各機能の利用契約を解除できるものとします。

(e o 光多機能ルーターの使用・保管など)

第 13 条 e o 光多機能ルーターの所有権は当社に属し、契約者は、e o 光多機能ルーターを善良な管理者の注意をもって使用、保管するものとします。

2 契約者は、e o 光多機能ルーターの使用、保管に必要な通信機器などの準備およびセキュリティに関する設定は自己の負担と責任でもって行っていただきます。

(著作権など)

第 14 条 e o 光多機能ルーターの使用において当社が契約者に提供する一切の物品 (本規約、インターフェイス条件資料、各種ソフトウェア、取扱いマニュアルなどを含みます) に関する著作権、特許権、商標権、ノウハウなどの一切の知的所有権は、当社または当社が指定する者に帰属するものとします。

(禁止行為)

第 15 条 契約者は、e o 光多機能ルーターの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) e o 光多機能ルーターを保管（設置）場所から移動し、または持ち出しすること。
- (2) e o 光多機能ルーターを第三者に譲渡し、転貸し、または改造すること。
- (3) e o 光多機能ルーターに貼付された当社の所有権の表示などを除去し、または汚損すること。
- (4) e o 光多機能ルーターについて質権および譲渡担保権、その他当社の所有権の行為を制限する一切の権利を設定すること。

(注)本条第 2 号に規定する第三者への譲渡については、光ファイバーアクセスサービス契約約款、e o 光ネット【マンションタイプ】利用規約、IP 電話サービス約款および e o 光電話利用規約で規定される利用権の譲渡に準じて取り扱います。

(ソフトウェアの複製などの禁止)

第 16 条 契約者は、e o 光多機能ルーターの全部または一部を構成するソフトウェア製品に関し、次の行為を禁止します。

- (1) 有償、無償を問わず、ソフトウェアを第三者に譲渡し、または第三者のために再使用权を設定すること。
- (2) ソフトウェアを e o 光多機能ルーター以外のものに利用すること。
- (3) ソフトウェアを複製すること。
- (4) ソフトウェアを変更または改作すること。

(e o 光多機能ルーターの滅失・毀損)

第 17 条 契約者の責めによる事由に基づき e o 光多機能ルーターを滅失、または毀損（所有権の侵害を含みます）した場合は、契約者は当社に対して、料金表 3.（修復・補填費用）に定める費用を支払うものとします。ただし、当社の責めによる事由の場合は、この限りではありません。

(e o 光多機能ルーターの返還)

第 18 条 第 7 条（契約の解除）、または第 8 条（当社が行う契約の解除）などの規定するレンタル契約の解除などその他の理由によりレンタル契約が終了した場合は、契約者は当社が別途指定する方法に基づき、直ちに e o 光多機能ルーターを当社に返還するものとします。なお、契約者が e o 光多機能ルーターを当社に返還する際に契約者の私物（以下「契約者私物」といいます）が同梱されていた場合であって、当社に契約者私物が届いてから 1 カ月以内に契約者から契約者私物の返却を求める通知がないときには、当社は契約者私物を廃棄できるものとします。（ただし、契約者私物の返却を求める通知があった場合でも、返却の求めに応じられない場合があります）

2 e o 光多機能ルーターの返還費用は、契約者自身で負担するものとします。

3 契約者が第 1 項の返還義務の履行を怠った場合には、契約者は当社に対し、料金表 3.（修復・

補填費用)に定める費用を支払うものとします。

(免責事項)

第 19 条 当社は、天災、事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益および間接損害などのあらゆる損害については、一切の賠償責任を負わないものとします。

2 当社は、本規約に明示的に定める場合の他、契約者に対して一切の損害賠償責任およびレンタル料金などの減額・返還の義務を負わないものとします。

(分離性)

第 20 条 本規約のいずれかの条項が無効とされた場合であっても、本規約の他の条項は、継続して完全な効力を有するものとします。

(準拠法)

第 21 条 本規約の成立、効力、解釈および履行は日本国法に準拠するものとします。

(特約条項)

第 22 条 契約者は、レンタル契約または各機能の利用契約について別途書面などにより特約した場合は、その特約はこれらの契約と一体となり、レンタル契約または各機能の利用契約を補完および修正することに同意するものとします。

(紛争の解決)

第 23 条 本規約の条項または本規約に定めのない事項について紛議などが生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。

2 本規約に関する紛争は大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(キャンペーン等の適用)

第 24 条 契約者が、e o 光ネットの提供条件および当社が個別に定めるキャンペーンの適用条件に適合する場合、当該キャンペーンが適用されます。

以上

料 金 表

1. 各機能利用料

		月額	
区 分	単 位	料金額	
有線ルーター機能	1の機能契約ごとに	無料	
無線ルーター機能	1の機能契約ごとに	96円(税込額 103円)	
e o光電話アダプター機能	1の機能契約ごとに	プラン1に係るもの	286円 (税込額 308円)
		プラン2に係るもの	381円 (税込額 411円)

(注1) プラン1、プラン2とはI P電話サービス契約約款またはe o光電話サービス利用規約により規定される利用可能な電話番号が1のもの、または2のものを指します。

(注2) e o光電話アダプター機能の利用料についてはI P電話サービス約款またはe o光電話サービス利用規約により規定される金額を適用します。

2. 事務手数料

区 分	料金額
契約事務手数料	2,000円(税込額 2,160円)
変更事務手数料	3,000円(税込額 3,240円)

3. 修復・補填費用

利用年数	料金額
1年目	9,774円(税込額 10,555円)
2年目	7,602円(税込額 8,210円)
3年目	5,430円(税込額 5,864円)
4年目	3,258円(税込額 3,518円)
5年目	1,086円(税込額 1,172円)

(注1) 本表に規定する利用年数は、当該e o光多機能ルーターの提供を開始した日(当社が工事によりe o光多機能ルーターの設置を行なった場合はその設置日とし、また、当社が発送によりe o光多機能ルーターの引き渡しを行なった場合は、当社がe o光多機能ルーターを発送した日の10日後の日とします。)の属する月から起算します。

附 則

(実施期日)

この利用規約は、平成 26 年 2 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 27 年 2 月 2 日から実施します。
- 2 平成 27 年 2 月 2 日時点で当社が別に定める光ファイバーアクセスサービス契約約款に基づき提供する光ファイバーアクセスサービスのボイスモードの利用契約を締結している者から、平成 27 年 2 月 2 日から平成 28 年 1 月 31 日までの間に、レンタル契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合は、料金表 2. 事務手数料に規定する契約事務手数料の額に代えて 0 円を適用します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 27 年 6 月 1 日から実施します。
- 2 平成 27 年 6 月 1 日から平成 27 年 7 月 31 日までの間に、当社が実施する電話勧誘営業を介して、e o 光ネットの契約者（既に当該 eo 光ネットの利用を開始している者に限ります。）から、当社が別に提供する e o スマートリンクタブレットの購入契約の申し込みと同時に e o 光多機能ルーターレンタル契約および無線ルーター機能の利用契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合、料金表 2. 事務手数料に規定する契約事務手数料の額に代えて 0 円を適用します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 27 年 8 月 1 日から実施します。
- 2 平成 27 年 8 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの間に、当社が実施する電話勧誘営業を介して、e o 光ネットの契約者（既に当該 eo 光ネットの利用を開始している者に限ります。）から、当社が別に提供する e o スマートリンクタブレットの購入契約の申し込みと同時に e o 光多機能ルーターレンタル契約および無線ルーター機能の利用契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合、料金表 2. 事務手数料に規定する契約事務手数料の額に代えて 0 円を適用します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 10 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 30 年 2 月 1 日から実施します。
- 2 平成 30 年 2 月 1 日から平成 30 年 4 月 1 日の間に、eo 光ネットの申し込みと同時に eo 光多機能ルーターのレンタル契約および無線ルーター機能の利用契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成 30 年 9 月 30 日までに当社がこれらサービスの提供を開始した場合、無線ルーター機能利用料の課金開始月から 12 カ月間において、料金表に規定する無線ルーター利用料の額に代えて 0 円を適用します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 30 年 4 月 2 日から実施します。
- 2 平成 30 年 4 月 2 日から平成 30 年 7 月 1 日の間に、eo 光ネットの申し込みと同時に eo 光多機能ルーターのレンタル契約および無線ルーター機能の利用契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成 30 年 12 月 31 日までに当社がこれらサービスの提供を開始した場合、無線ルーター機能利用料の課金開始月から 12 カ月間において、料金表に規定する無線ルーター利用料の額に代えて 0 円を適用します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 30 年 7 月 2 日から実施します。
- 2 平成 30 年 7 月 2 日から平成 30 年 8 月 31 日の間に、eo 光ネットの申し込みと同時に eo 光多機能ルーターのレンタル契約および無線ルーター機能の利用契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成 31 年 2 月 28 日までに当社がこれらサービスの提供を開始した場合、無線ルーター機能利用料の課金開始月から 12 カ月間において、料金表に規定する無線ルーター利用料の額に代えて 0 円を適用します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2018年9月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2018年12月10日から実施します。